

平成 30 年 1 月 30 日

各共同生活援助事業者 管理者 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

## 個人単位でグループホーム内で利用する者に対する 身体介護の支給決定について

日頃は本市の障害福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。  
さて、見出しの件について、経過措置が延長されることとなりましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 経過措置の内容

##### (1) 概要

グループホーム（介護サービス包括型）を利用する重度障害者への支援として、一定の要件に該当したものに対して、申請に基づいて、個人単位でグループホーム内で利用する身体介護の支給決定を行うことができる。

<本市の支給決定>

共同生活介護の支給決定を「共同生活援助重度居宅」で決定し、居宅介護（身体介護）を 9 3 時間（一律）で決定を行っている。

##### (2) 経過措置期限の延長

上記の取り扱いについては、平成 30 年 3 月 31 日までの経過措置となっていたが、経過措置が平成 32 年度末までに変更されることとなった。

#### 2 区役所等における対応について

居宅介護の支給決定期間が 3 月末までの決定者については、今後、区役所、支所、保健所において、支給期間の延長の決定を行います。

対象者の支給決定に関して、事業者様において特に対応いただくことはございませんが、3 月末時点において、受給者証の有効期間が延長されていることをご確認いただきますようお願いいたします。

問合せ先：認定支払係（西尾）

TEL：052-972-2639

FAX：052-942-4149